

付 議 第 3 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

令和元年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



元高政企第 224 号
令和元年 11 月 22 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和元年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和元年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教
育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 2 高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
- 3 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定
に関する議案
- 4 令和元年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月 日提出

高知県知事 ●● ●●

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表備考に次のように加える。

- 4 感染症防疫の作業に従事する職員が著しく危険であるとして人事委員会規則で定める作業に従事したときの特殊勤務手当の額は、6の項の右欄の額に当該作業に従事した日1日につき当該額の100分の100に相当する額を加算した額とする。
- 5 家畜の検査等の保健衛生の業務に従事する職員が牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第6条第2項の規定による牛の死体の検査で人事委員会規則で定める業務に従事したときの特殊勤務手当の額は、17の項の右欄の額に当該業務に従事した日1日につき1,000円の範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額とする。

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「100分の82.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合においては100分の41.2（特定幹部職員にあっては、100分の51.2）、12月に支給する場合においては100分の41.3」に、「100分の52.5」を「100分の51.3」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「377,000」を「378,000」に改める。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の157」を「100分の161」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の161」を「100分の159」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「400,000」を「401,000」に改め、同条第2項の表中「333,000」を「334,000」に、「369,000」を「370,000」に改める。

第6条第2項及び第3項中「100分の157」を「100分の161」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の161」を「100分の159」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	157,100	172,700	259,900	289,600	413,400
	2	158,600	174,800	262,600	292,500	415,000
	3	160,100	176,900	265,300	295,600	416,600
	4	161,600	179,100	268,000	298,600	418,200
	5	163,200	181,100	270,500	300,900	419,900
	6	165,100	183,200	273,000	303,900	421,500
	7	166,900	185,400	275,400	306,900	423,100
	8	168,600	187,600	277,900	309,900	424,700
	9	170,400	189,900	280,300	312,800	426,200
	10	172,500	192,700	282,800	315,600	427,600
	11	174,500	195,400	285,200	318,500	429,000
	12	176,500	198,100	287,700	321,300	430,400
	13	178,500	201,000	290,100	324,000	431,800
	14	180,600	202,700	292,400	326,200	433,200
	15	182,800	204,400	295,000	328,500	434,600
	16	185,000	206,100	297,600	330,700	436,000
	17	187,300	207,900	300,200	332,800	437,300
	18	189,900	209,500	302,800	335,000	438,700
	19	192,400	211,200	305,400	337,300	440,000
	20	194,900	212,900	308,100	339,400	441,400
	21	197,400	214,700	310,700	341,500	442,700
	22	199,100	216,500	313,300	343,800	444,100
	23	200,800	218,400	315,900	346,100	445,500
	24	202,500	220,300	318,600	348,400	446,900
	25	204,000	222,000	321,200	350,500	448,200
	26	205,500	223,800	323,400	352,400	449,500
	27	207,100	225,600	325,700	354,200	450,800
	28	208,700	227,500	328,100	356,100	452,100
	29	210,400	229,400	330,300	357,900	453,400
	30	212,000	231,800	332,200	359,700	454,600
	31	213,700	234,300	334,400	361,500	455,800
	32	215,400	236,800	336,600	363,400	457,000
	33	216,900	239,400	338,800	365,100	458,200
34	218,400	242,200	340,800	366,900	459,100	

35	220,000	245,100	342,900	368,700	460,000
36	221,600	247,900	344,900	370,400	460,900
37	223,100	250,700	347,000	372,200	461,800
38	224,600	253,300	348,900	373,700	
39	226,100	256,000	350,800	375,300	
40	227,700	258,700	352,800	376,700	
41	229,500	261,300	354,800	378,100	
42	231,100	263,900	356,500	379,600	
43	232,900	266,400	358,300	381,100	
44	234,600	268,900	360,100	382,600	
45	236,500	271,100	361,800	384,200	
46	237,900	273,400	363,400	385,800	
47	239,500	275,800	365,000	387,400	
48	241,200	278,100	366,600	389,000	
49	242,800	280,400	367,900	390,500	
50	244,400	282,700	369,500	392,000	
51	246,000	285,200	371,200	393,500	
52	247,500	287,600	372,900	395,000	
53	248,600	289,700	374,600	396,600	
54	250,100	292,100	376,100	398,000	
55	251,600	294,500	377,600	399,300	
56	253,100	296,800	379,100	400,600	
57	254,400	298,900	380,600	402,100	
58	255,600	301,500	382,000	403,500	
59	257,000	304,200	383,400	404,900	
60	258,300	306,800	384,800	406,300	
61	259,500	309,200	386,100	407,600	
62	260,800	311,600	387,400	409,000	
63	262,100	314,100	388,700	410,400	
64	263,200	316,500	390,000	411,800	
65	264,300	318,700	391,300	413,000	
66	265,800	320,800	392,500	414,200	
67	267,400	323,000	393,700	415,400	
68	268,800	325,000	394,900	416,600	
69	270,400	327,100	396,100	417,700	
70	271,800	329,300	397,300	418,900	
71	273,300	331,500	398,400	420,100	
72	274,700	333,600	399,600	421,300	
73	275,800	335,700	400,800	422,300	
74	277,000	337,900	401,900	423,100	

75	278,300	340,000	403,000	423,900
76	279,400	342,200	404,100	424,700
77	280,600	344,100	405,200	425,600
78	281,800	345,900	406,200	426,400
79	283,000	347,800	407,200	427,200
80	284,200	349,700	408,200	428,000
81	285,400	351,400	409,200	428,800
82	286,600	353,200	410,000	429,500
83	287,700	355,000	410,800	430,200
84	288,900	356,700	411,600	430,900
85	289,900	358,100	412,400	431,600
86	290,800	359,700	413,200	432,300
87	291,800	361,400	414,000	433,000
88	292,800	362,800	414,800	433,700
89	293,800	364,500	415,600	434,400
90	294,700	365,800	416,300	435,100
91	295,600	367,200	417,000	435,800
92	296,400	368,600	417,700	436,500
93	296,800	370,100	418,300	437,000
94	297,500	371,400	419,000	
95	298,300	372,700	419,700	
96	298,900	374,000	420,400	
97	299,800	375,400	421,100	
98	300,600	376,500	421,700	
99	301,400	377,600	422,300	
100	302,200	378,700	422,800	
101	303,100	379,900	423,300	
102	303,600	381,000	423,900	
103	304,100	382,100	424,500	
104	304,600	383,200	425,000	
105	305,100	384,200	425,400	
106	305,500	385,200	426,000	
107	305,900	386,100	426,600	
108	306,300	387,100	427,100	
109	306,500	388,000	427,600	
110	306,900	389,000		
111	307,300	390,000		
112	307,700	391,000		
113	307,900	391,800		
114	308,200	392,700		

115	308,500	393,600			
116	308,800	394,500			
117	309,100	395,500			
118	309,400	396,300			
119	309,700	397,100			
120	310,000	397,900			
121	310,200	398,600			
122	310,500	399,400			
123	310,800	400,200			
124	311,100	401,000			
125	311,300	401,700			
126		402,400			
127		403,100			
128		403,800			
129		404,600			
130		405,300			
131		406,000			
132		406,700			
133		407,200			
134		407,800			
135		408,400			
136		409,000			
137		409,400			
138		410,000			
139		410,600			
140		411,200			
141		411,600			
142		412,200			
143		412,800			
144		413,400			
145		413,800			
146		414,400			
147		415,000			
148		415,600			
149		416,000			
再任用職員	226,500	275,900	303,600	330,500	413,400

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	157,100	201,000	260,000	332,900	423,800
	2	158,600	202,700	262,700	335,100	425,700
	3	160,100	204,400	265,300	337,300	427,600
	4	161,600	206,100	268,000	339,400	429,500
	5	163,200	207,900	270,500	341,500	431,400
	6	165,100	209,500	273,100	343,800	433,300
	7	166,900	211,200	275,400	346,100	435,200
	8	168,600	212,900	277,900	348,400	437,100
	9	170,400	214,700	280,300	350,500	438,900
	10	172,500	216,500	282,800	352,700	440,700
	11	174,500	218,400	285,200	354,800	442,600
	12	176,500	220,300	287,700	357,000	444,500
	13	178,500	222,000	290,100	359,100	446,300
	14	180,600	223,800	292,500	361,000	448,200
	15	182,800	225,700	295,100	363,100	450,100
	16	185,000	227,600	297,700	365,200	452,000
	17	187,300	229,400	300,300	367,100	453,800
	18	189,900	231,900	302,900	369,100	455,700
	19	192,400	234,400	305,500	371,100	457,600
	20	194,900	236,900	308,200	373,000	459,500
	21	197,400	239,500	310,800	375,000	461,300
	22	199,100	242,300	313,400	376,900	463,200
	23	200,800	245,200	316,000	378,900	465,100
	24	202,500	248,100	318,700	380,800	466,900
	25	204,000	250,800	321,300	382,300	468,700
	26	205,600	253,400	323,500	384,200	470,400
	27	207,300	256,100	325,800	386,100	472,100
	28	209,000	258,700	328,100	388,000	473,800
	29	210,500	261,300	330,300	389,900	475,600
	30	212,100	263,900	332,200	391,900	477,300
	31	213,800	266,400	334,400	393,900	478,900
	32	215,500	268,900	336,600	395,900	480,600
	33	217,100	271,100	338,800	397,800	482,300
34	218,700	273,400	340,900	399,500	483,300	

35	220,400	275,800	343,100	401,200	484,300
36	222,100	278,100	345,200	403,000	485,300
37	223,700	280,400	347,400	404,600	486,400
38	225,300	282,700	349,500	406,200	
39	226,900	285,200	351,600	407,800	
40	228,600	287,600	353,800	409,400	
41	230,500	289,800	356,000	411,100	
42	232,000	292,200	358,000	412,700	
43	233,800	294,600	360,100	414,300	
44	235,500	296,900	362,200	415,900	
45	237,400	299,000	364,200	417,600	
46	238,900	301,600	366,200	419,200	
47	240,500	304,300	368,100	420,800	
48	242,200	306,900	370,200	422,400	
49	243,700	309,300	372,000	424,100	
50	245,300	311,700	373,800	425,700	
51	246,900	314,200	375,800	427,300	
52	248,500	316,600	377,800	428,900	
53	249,800	318,800	379,800	430,600	
54	251,200	320,900	381,600	432,200	
55	252,700	323,000	383,400	433,800	
56	254,100	325,000	385,200	435,400	
57	255,400	327,100	386,900	437,100	
58	256,700	329,300	388,600	438,700	
59	258,200	331,500	390,300	440,200	
60	259,600	333,600	392,000	441,800	
61	261,000	335,700	393,700	443,500	
62	262,400	337,900	395,200	445,100	
63	263,600	340,000	396,700	446,700	
64	264,800	342,200	398,100	448,300	
65	266,100	344,300	399,600	450,000	
66	267,700	346,400	401,100	451,600	
67	269,300	348,600	402,600	453,200	
68	270,900	350,800	404,100	454,800	
69	272,300	352,700	405,600	456,400	
70	273,700	354,800	407,000	458,000	
71	275,200	356,900	408,400	459,600	
72	276,600	358,900	409,800	461,200	
73	277,700	360,600	411,200	462,700	
74	279,000	362,400	412,600	463,700	

75	280,400	364,400	414,000	464,700
76	281,600	366,200	415,400	465,700
77	282,800	368,100	416,800	466,500
78	284,000	369,800	418,200	
79	285,200	371,500	419,500	
80	286,400	373,200	420,900	
81	287,600	374,900	422,300	
82	288,800	376,400	423,600	
83	289,900	377,900	424,900	
84	291,100	379,400	426,200	
85	292,300	380,900	427,500	
86	293,400	382,400	428,700	
87	294,600	383,900	429,900	
88	295,800	385,400	431,100	
89	296,900	386,800	432,300	
90	298,100	388,200	433,400	
91	299,300	389,600	434,500	
92	300,400	391,000	435,600	
93	301,100	392,500	436,700	
94	302,200	393,800	437,800	
95	303,400	395,100	438,900	
96	304,500	396,400	440,000	
97	305,400	397,800	441,100	
98	306,500	398,800	441,900	
99	307,600	399,900	442,700	
100	308,700	401,000	443,500	
101	309,600	402,100	444,300	
102	310,700	403,200	444,900	
103	311,800	404,300	445,500	
104	312,900	405,400	446,100	
105	313,800	406,300	446,600	
106	314,700	407,300	447,200	
107	315,600	408,300	447,800	
108	316,500	409,300	448,400	
109	317,500	410,200	449,000	
110	318,100	411,100		
111	318,700	412,000		
112	319,300	412,900		
113	320,000	413,600		
114	320,500	414,400		

115	321, 000	415, 200
116	321, 500	416, 000
117	322, 100	416, 800
118	322, 600	417, 600
119	323, 100	418, 300
120	323, 600	419, 100
121	324, 200	419, 900
122	324, 700	420, 400
123	325, 200	420, 900
124	325, 700	421, 400
125	326, 300	421, 800
126	326, 700	422, 300
127	327, 100	422, 800
128	327, 500	423, 300
129	327, 800	423, 700
130	328, 200	424, 200
131	328, 600	424, 700
132	329, 000	425, 200
133	329, 200	425, 600
134	329, 500	426, 100
135	329, 800	426, 600
136	330, 100	427, 100
137	330, 500	427, 500
138	330, 700	
139	331, 000	
140	331, 300	
141	331, 600	
142	331, 900	
143	332, 200	
144	332, 500	
145	332, 800	
146	333, 100	
147	333, 400	
148	333, 700	
149	333, 900	
150	334, 200	
151	334, 500	
152	334, 800	
153	335, 000	

再任用職員		235,400	279,300	308,700	337,400	423,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

- 備考
- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
 - 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第8条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の85」を「100分の82.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合においては100分の41.2、12月に支給する場合においては100分の41.3」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の85」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の42.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

第10条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の85」を「100分の82.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「、6月に支給する場合においては100分の41.2（特定幹部職員にあっては、100分の51.2）、12月に支給する場合においては100分の41.3」に、「100分の52.5」を「100分の51.3」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第4条第1項、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員の条例」という。）第5条第1項及び第2項、第7条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）別表第1及び別表第2並びに第9条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）別表第1の規定は平成31年4月1日から、改正後の職員の条例第22条第2項、改正後の任期付職員の条例第5条第2項から第4項まで、改正後の任期付研究員の条例第6条第2項及び第3項、改正後の公立学校職員の条例第23条第2項並びに改正後の警察職員の条例第22条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

（平成31年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成31年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員の条例」という。）、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正前の任期付職員の条例」という。）、第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正前の任期付研究員の条例」という。）、第7条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の公立学校職員の条例」という。）又は第9条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の警察職員の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

（施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和2年3月31日までの間において、改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員の条例、改正前の任期付職員の条例、改正前の任期付研究員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日からそれぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の条例、改正前の任期付職員の条例、改正前の任期付研究員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年高知県条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し、第7項、第8項、第11項及び第14項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定

初任給を中心とした若年層の給料月額を改定すること。(職員の給与に関する条例別表第1、別表第3及び別表第4、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項、公立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2並びに警察職員の給与に関する条例別表第1関係)

(2) 期末手当及び勤勉手当の改定

令和元年12月期及び令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。(職員の給与に関する条例第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例第23条並びに警察職員の給与に関する条例第22条関係)

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						令和元年度			令和2年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.275	月 1.275	月 2.55	月 1.275	月 1.275	月 2.55	月 1.275	月 1.275	月 2.55
		勤勉手当	月 0.80	月 0.80	月 1.60	月 0.80	月 0.85	月 1.65	月 0.825	月 0.825	月 1.65
		計	月 2.075	月 2.075	月 4.15	月 2.075	月 2.125	月 4.20	月 2.10	月 2.10	月 4.20

特定幹部職員	期末手当	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		1.075	1.075	2.15	1.075	1.075	2.15	1.075	1.075	2.15	
	勤勉手当	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		1.00	1.00	2.00	1.00	1.05	2.05	1.025	1.025	2.05	
	計	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		2.075	2.075	4.15	2.075	2.125	4.20	2.10	2.10	4.20	
再任用職員	一般職員	期末手当	月	月	月	月	月	月	月	月	
			0.687	0.688	1.375	0.687	0.688	1.375	0.687	0.688	1.375
		勤勉手当	月	月	月	月	月	月	月	月	月
			0.40	0.40	0.80	0.40	0.425	0.825	0.412	0.413	0.825
		計	月	月	月	月	月	月	月	月	月
			1.087	1.088	2.175	1.087	1.113	2.20	1.099	1.101	2.20
特定幹部職員	期末手当	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		0.587	0.588	1.175	0.587	0.588	1.175	0.587	0.588	1.175	
	勤勉手当	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		0.50	0.50	1.00	0.50	0.525	1.025	0.512	0.513	1.025	
	計	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		1.087	1.088	2.175	1.087	1.113	2.20	1.099	1.101	2.20	
特定任期付職員	期末手当	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		1.57	1.57	3.14	1.57	1.61	3.18	1.59	1.59	3.18	
任期付研究員	期末手当	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
		1.57	1.57	3.14	1.57	1.61	3.18	1.59	1.59	3.18	

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)は平成31年4月1日から、2の(2)の令和元年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和元年12月1日から適用する。た

だし、2の(2)の令和2年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは令和2年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものである。

公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

(給料表等)

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 小学校・中学校等教育職給料表 (別表第1)
- (2) 高等学校等教育職給料表 (別表第2)
- 2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例 (昭和29年高知県条例第34号) 別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第1行政職給料表をそれぞれ準用する。

3・4 略

第5条の2 教育委員会は、人事委員会の定めるところに従い、それぞれその職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならない。

(再任用職員の給料月額)

第7条の2 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条の3 再任用職員で、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」とい

(給料表等)

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 小学校・中学校等教育職給料表 (別表第1)
- (2) 高等学校等教育職給料表 (別表第2)
- 2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例 (昭和29年高知県条例第34号) 別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第1行政職給料表をそれぞれ準用する。

3・4 略

第5条の2 教育委員会は、人事委員会の定めるところに従い、それぞれその職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならない。

(再任用職員の給料月額)

第7条の2 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条の3 再任用職員で、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」とい

う。)の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

う。)の給料月額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 略

旧

旧

新

新

公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85を乗じて得た額の総額

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに對する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の41.2、12月に支給する場合には100分の41.3を乗じて得た額の総額

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給与に関する条例（以下「公立学校職員の条例」という。）の一部を改正し、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額及び教職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものである。

2 主な改正の内容

(1) 給料表の改定（公立学校職員の条例別表第1及び別表第2）

上級試験（大卒程度）採用職員の初任給を1,600円引き上げることとし、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について所要の改定を行う。

(2) 勤勉手当の改定

ア 一般の教職員の年間支給月数を4.15月から4.20月（+0.05月）とする。

- ・令和元年12月期 0.80月 → 0.85月
- ・令和2年度以降は、一律0.825月に改定

〔公立学校職員の条例第23条第2項第1号〕

区 分		6 月		12 月		合 計	
現 行		期末手当	1.275	期末手当	1.275	期末手当	2.55
		勤勉手当	0.80	勤勉手当	0.80	勤勉手当	1.60
		計	2.075	計	2.075	計	4.15
改 正 後	令和元年度	期末手当	1.275	期末手当	1.275	期末手当	2.55
		勤勉手当	0.80	勤勉手当	0.85	勤勉手当	1.65
		計	2.075	計	2.125	計	4.20
	令和2年度以降	期末手当	1.275	期末手当	1.275	期末手当	2.55
	勤勉手当	0.825	勤勉手当	0.825	勤勉手当	1.65	
	計	2.10	計	2.10	計	4.20	

イ 再任用職員の年間支給月数を2.175月から2.20月（+0.025月）とする。

- ・令和元年12月期 0.40月 → 0.425月
- ・令和2年度以降6月期 0.40月 → 0.412月
- ・令和2年度以降12月期 0.425月 → 0.413月

〔公立学校職員の条例第23条第2項第2号〕

区 分		6 月		12 月		合 計	
現 行		期末手当	0.687	期末手当	0.688	期末手当	1.375
		勤勉手当	0.40	勤勉手当	0.40	勤勉手当	0.80
		計	1.087	計	1.088	計	2.175
改 正 後	令和元年度	期末手当	0.687	期末手当	0.688	期末手当	1.375
		勤勉手当	0.40	勤勉手当	0.425	勤勉手当	0.825
		計	1.087	計	1.113	計	2.20
	令和2年度以降	期末手当	0.687	期末手当	0.688	期末手当	1.375
	勤勉手当	0.412	勤勉手当	0.413	勤勉手当	0.825	
	計	1.099	計	1.101	計	2.20	

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)は平成31年4月1日から、2の(2)の令和元年12月期の勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。

ただし、2の(2)の令和2年度以降の勤勉手当に係るものは令和2年4月1日から施行する。

